

災害時応援業務中の損害保険に関して

■概要

全国ビルメンテナンス協会では、各地区協会が地方公共団体と締結する災害時応援協定に基づき、会員従事者を応援業務に派遣する場合、不慮の事故に備える「災害時応援業務中の損害保険（包括契約）」（提供：損害保険ジャパン日本興亜株式会社）に加入しています。

これにより、会員従事者を可能な限り安心して派遣していただくことができます。なお、本保険には全国協会が加入していますので、万一の事故の場合も各地区協会や会員が費用を負担することはありません。

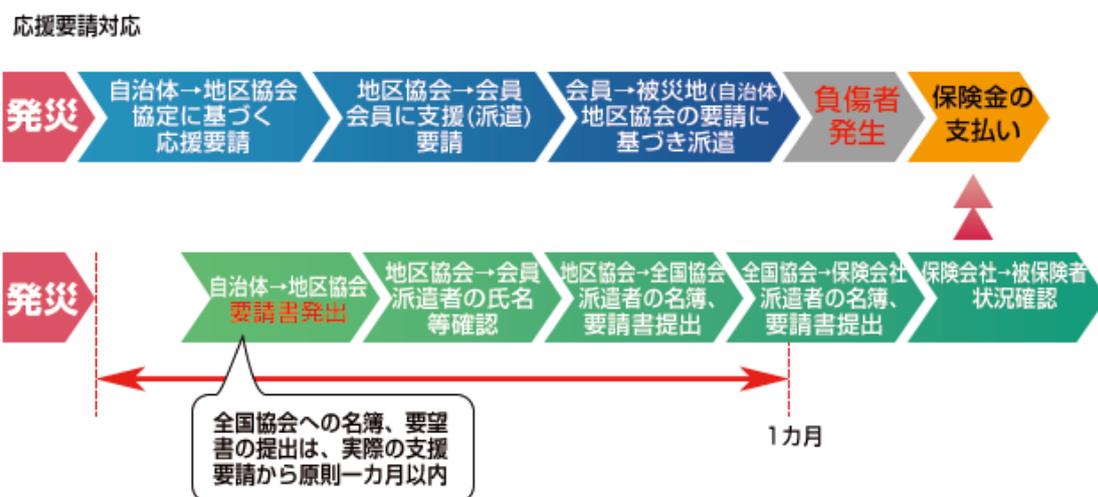
また、事故発生時に保険金が支払われるためには原則 1 カ月の間に所定の手続き（書類の提出等）が必要になります。保険金のお支払いまでの手続き等は下記をご覧ください。また、保険内容は次ページをご確認ください。

■必要な手続き（提出書類）と期限

- ・自治体等からの応援要請書（コピー）
- ・応援業務派遣者の名簿（氏名、フリガナ、生年月日、会社名、派遣期間、派遣場所）

※応援要請の発生から原則 1 カ月以内に提出。

■災害発生時の保険対応フローチャート



■保険内容

※詳細は別添 6(国内旅行損害保険(任意包括)／損害保険ジャパン日本興亜株式会社)参照

保険会社	保険取扱代理店：株式会社ライフサロン 幹事保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険タイプ	国内旅行保険(任意包括)
契約者	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
被保険者	災害時、地方公共団体からの応援要請により出張する役職員全員
保険適用条件	災害時、地方公共団体からの応援要請での出張中の怪我・事故
補償期間	自宅を出発してから帰宅するまで ※業務時間外も適応
付与特約	天災危険 ※天災による事故、怪我也補償適応となる
実施方法	事後一か月以内に、応援要請書と出張者の名簿(社名、氏名、フリガナ、生年月日、性別、派遣期間、派遣場所)を全国協会に提出
補償金額	1) 死亡・後遺症：200万円 2) 入院日額：3,000円 3) 通院日額：2,000円
保険適用除外	1) 地方公共団体から応援要請を受けていない場合 2) 地方公共団体からの応援要請書がない場合 3) 保険会社共通の除外事項(下記 1～11) ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※ 1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧疾病(熱中症や感染症) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※ 2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操

	<p>縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故（あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります。）</p> <p>①自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
--	---

以上

様式

〇〇年〇月〇日

災害時の応援業務における派遣者名簿

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 御中

〇〇県ビルメンテナンス協会

〇月に実施している応援業務を下記の通り報告いたします。

No	氏名	フリガナ	生年月日	会社名	派遣期間	派遣場所 ※複数ある場合は、主な 派遣場所を記入
例	芦野 太一	アシノ タイチ	1982/10/30	(公社)全国ビルメンテナンス協会	2019年3月28日 ~ 2019年4月2日	全国ビルメンテナンス会館
1					~	
2					~	
3					~	
4					~	
5					~	
6					~	
7					~	
8					~	
9					~	
10					~	
11					~	
12					~	
13					~	
14					~	
15					~	

以上

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 御中



損保ジャパン日本興亜

国内旅行傷害保険(任意包括)のご案内

2019年5月吉日

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

包括契約の方法

1. 契約者

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

2. 被保険者

地区協会の依頼で、災害協力業務に出張する会員企業の役職員全員

3. 補償内容

国内旅行行程中に被った傷害危険(天災危険担保)

4. 1名あたり保険金額

死亡200万円、入院3,000円、通院2,000円

5. 1名あたり保険料

1泊2日まで	3泊4日まで	6泊7日まで	13泊14日まで	1ヶ月まで
261円	297円	334円	478円	783円

6. 出張台帳の備え付け

出張者の氏名、保険期間(旅行期間)、保険金額等を記載した帳簿を備え付けていただきます。

損保ジャパン日本興亜は必要な場合この帳簿を閲覧させていただきます。

7. 毎月の報告

毎月末日にその1か月間の出張者に関する通知書を提出していただきます。

8. 暫定保険料の支払い

年間見込保険料:5,000円(1年分の確定保険料と相殺します。)

9. 最低保険料

5,000円

国内旅行傷害保険のご案内

1. 補償内容

日本国内を出張中の事故を補償します。

	保険金をお支払いする 主な場合	お支払いする 保険金	保険金をお支払いできない 主な場合(共通)
死亡 保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの
後遺 障害 保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	
入院 保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	

国内旅行傷害保険のご案内

	保険金をお支払いする 主な場合	お支払いする 保険金	保険金をお支払いできない 主な場合(共通) 続き
手術 保険 金	<p>旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>②先進医療に該当する手術</p>	<p>入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を、手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。</p>	<p>⑩ピッケル等の登山用具を使用する岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故(あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります。)</p> <p>⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
通院 保険 金	<p>旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合</p>	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p>	